

令和 3 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 23 日

江南市議会建設産業委員会会議録

令和3年6月23日〔水曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第46号 江南市交通安全条例の一部改正について

議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

街路改良事業

鉄道高架化整備事業

年度調査事項等について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 片山裕之君

副委員長 岡本英明君

委員 鈴木貢君

委員 稲山明敏君

委員 尾関昭君

委員 中野裕二君

委員 三輪陽子君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議員 野下達哉君

議員 古池勝英君

議員 大薮豊数君

議員 宮田達男君

議員 石原資泰君

議員 長尾光春君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君
主 事 山 田 都 香 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

経済環境部長 平 野 勝 庸 君

都市整備部長兼危機管理監 野 田 憲 一 君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古 田 義 幸 君

商工観光課長 横 山 敦 也 君

商工観光課主幹 藤 田 明 恵 君

商工観光課副主幹 宇佐見 裕 二 君

都市整備課長 鵜 飼 篤 市 君

都市整備課副主幹 山 本 健 太 郎 君

土木課長 酒 匂 智 宏 君

土木課主幹 小 池 浩 司 君

土木課副主幹 柴 垣 伸 道 君

防災安全課長兼防災センター所長 石 川 晶 崇 君

防災安全課主幹 大 矢 幸 弘 君

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

おはようございます。

この建設産業委員会は、私が議員となって 1 年目の年に副委員長を務めさせていただきました思い出のある委員会でございます。また、私個人としても、非常にやりがいのある委員会だとも思っております。

まだまだ新型コロナウイルスの影響が続いておりますので、委員会活動において制限がある部分があるとは思いますが、円滑な委員会活動に努めますように邁進してまいりますので、皆様の御協力のほうよろしくお願い申し上げます。それと、まだまだ微力ではございますけれども、全力で頑張っていきますので、この 1 年間皆様と共に頑張ってみましょう。以上でございます。

続きまして、市長からの挨拶をお願いします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る 6 月 10 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 市長は公務のために退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 46 号 江南市交通安全条例の一部改正についてをはじめ 2 議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 30 分 休 憩

午前 9 時 33 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構でございます。

議案第46号 江南市交通安全条例の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第46号 江南市交通安全条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長　それでは、議案第46号 江南市交通安全条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

議案書の38ページをお願いいたします。

議案書38ページ、江南市交通安全条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、39ページから40ページは江南市交通安全条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、41ページから43ページにかけて新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 第9条でいろいろ高齢者の安全確保というような形があるんですけど、まず交通事故に対する高齢者の事故の割合等って分かれば教えていただきたいんですけども。推移か何かあれば。

○委員長 もし時間がかかりそうであれば、後ほどにしますか。どうですか。

○中野委員 なければ、別に後ほどでも。

○防災安全課長兼防災センター所長 江南市の集計ではございませんが、愛知県のほうの集計によりますと、交通事故の死者のうち約68%が65歳以上の高齢者であるというふうに県の集計が出ております。

○中野委員 第9条で、江南市として、道路を横断するときに安全を確保するような施策を推進していくみたいなのが書いてあるんですけども、江南市としてこれからハード面というのをどのように整備していくのか、どのような考え方なのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○防災安全課長兼防災センター所長 ハード面ということでございますけど、警察等と協議しまして、信号ですとか、横断歩道の設置とか、そういったものについての対策等を検討していきたいというふうに考えております。

○中野委員 横断歩道だと、多分、県の管轄になるんですかね。

そうすると、今横断歩道が消えていて分かりづらいところも結構多くあるので、その辺の整備をしっかりとやっていただきたいなあというふうに思うのと、今68%の方が高齢者の事故だというふうになっているので、この辺の啓発も必要なのかなあと考えますと、今現状どのような啓発して、それで足りていなければ新たな啓発をしていかなければならないと思うんですけど、その辺のお考えはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 横断歩道につきましては、今委員が御紹介いただきましたとおり県のほうの管轄になりますので、ライン等薄くなっているところに関しましては県警のほうへ要望させていただきたいというふうに考えております。

また、交通事故の防止ということで、高齢者を含めてですけども、いろんな媒体を通じて周知させていただいておりますが、今後もさらに力を入れて周知のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員　お願いします。今ここで高齢者の交通安全と、あと携帯電話のマナーというようなことが出てきたと思うんですけれども、これは県とか国とかの法律に改正があったので、この時期に市の条例として加えたのか、ちょっとその辺すみません、お聞きします。
- 防災安全課長兼防災センター所長　今回の交通安全条例の改正でございますけど、愛知県のほうで昨年度末に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が策定されまして、この中でもヘルメットの着用の努力義務ですとか保険の加入義務のほうがうたわれ、本年10月から施行されるということになっております。この県の条例に合わせまして、江南市としましても強く市民の方に交通安全を推進する必要があると考え、県の改正に合わせて今回条例改正をお願いするものでございます。
- 三輪委員　分かりました。
- それで、特にちょっと気になったのが、携帯電話の使用根絶を図るという第10条のほうにかなり強い言葉が書いてありまして、これ本当に危険が多いと思うんですけれども、何かこれに向けての対策というか、市としてやっていくようなことをお考えのことがあれば教えてください。
- 防災安全課長兼防災センター所長　携帯電話の使用というのは非常に危険を伴うことでございます。特に歩行中、そして車両の運転中というのはかなり危険性が高いということから、こういったものを根絶していくということを目指して条例のほうにうたわせていただいております。
- こういったことを推進するため、交通ルールのマナーですとか、そういったものの啓発、そして例えば交通安全教室等も行っておりますので、そういった中でも周知、啓発のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。
- 三輪委員　これやっぱり難しいことだと思うんですけれども、今までもずうっと言われてきて、本当に駅などでもよく言われるんですが、なかなかそれが直らないというところもあります。みんなで気をつけなくちゃいけないことだと思うんですけれど、何かしらせひ市としても新しい啓発方法というのを考えていただければなあということを思います。

もう一点、第12条の中の公共の場所における自転車の放置の防止のため必要な施策というのもあるんですけども、これについて今までもされてきたと思うんですけども、今回新しく何か取り組まれるようなことがあれば教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　現在、市の無料駐輪場での放置自転車の防止等の取組ですとか、江南駅前周辺での自転車等の放置禁止区域内での取組を進めさせていただいております。

今後ですけれども、江南駅、布袋駅周辺における自転車の利用状況等により、将来的に布袋駅周辺整備が終わりましましたときには放置禁止区域等の見直し等も必要になるかと考えておりますので、その際にはまたよろしくお願いたします。

- 委員長　　ほかに。

- 鈴木委員　　江南市交通安全条例と書いてありますね。今、背景とか国の流れもあるよと。特に、従前の旧のものから比べると、高齢者の交通事故が多い、それから携帯電話の使用について、改めての安全を見ようということ。それからヘルメットの着用と、具体的な指針でこういうふうに定めているということなんですけれども、これというのはあくまでも啓蒙というか、何か江南市として罰則を加えるとか監視しているというよりも、要するに意識啓蒙的な条例というふうに理解するところですが、警察、特にこういった処罰、携帯電話の使用も含めてですが、ヘルメットを着用しなきゃならない。その部分の罰則規定も含めたところ、何か情報があれば、こんなふうになりますと。

それからもう一点は、特に携帯電話とかそうしたことについて、先ほどほかの委員からも高齢者の事故率どうだとかありましたけど、全国で、もし分かれば、こうした取締りの事例があったのかということも含めてちょっとお教え願えればと思うんですが、以上です。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　罰則規定については、江南市の条例のほうでは設けておりません。また、県の条例の中でも罰則等は設けられておりません。

ヘルメット着用ですとか、こういった交通安全に関しましては、江南市と

しましても江南警察等と協議、協力しながら事業のほうを進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○鈴木委員　多分そうだと思ったんだけど、じゃあ具体的に警察署として、そうした違反行為に対して、どういうような、特に取締りといったら違う、啓蒙というか。もし電話をしながら運転していると、あるいはヘルメットをせずに通行している。どういった啓蒙をされるかと、あるいはどういうような罰則規定があるかということについてはどうなんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　警察で特に取締りを強化するという話については、残念ながら今のところこちらのほうとしては情報をつかんでおりません。

○鈴木委員　いずれにしても、なかなかこういったことというのは非常に啓蒙だけではいかん部分がありますので、やっぱり具体的に、象徴的に警察が直接交通違反切符を切るという前に、警告とか指導とか、そういうようなことも含めて、多分言われなくても警察は取り組むとは思いますが。特にこのヘルメットとか、私も含めて、ついつい自転車に乗っちゃったと。そういうときに警察に呼び止められて、どういうような措置がされるのかと、もし従わなければどれぐらいの罰金が切られるぐらいか、一つの認識も含めて、もし今後分かればお教え願いたいという気がしますので、そういう具体的な法的措置がどうなっていくのかということをやっと教えてもらいたいと、聞きたかったもんですから。すみません、回りくどいことで。

○防災安全課長兼防災センター所長　こういった条例のほうを定めさせていただきますので、警察のほうとも連携しながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○鈴木委員　はい、分かりました。

○委員長　よろしくをお願いします。

じゃあほかに。

○稲山委員　先ほどの第9条の関係なんですけれど、全体の条文を把握しておるわけじゃないもんですからちょっと分かりませんが、今回、高齢者の交通事故防止の推進ということを特に上げてきたというのは、先ほど中野委員が言われた交通事故が高齢者が六十何%やったかな、という話だったん

だけど。この条例というのは江南市交通安全条例だもんだから、基本的にこの第9条の文言というのは、市長は、一番最初からあるんだけど、いろいろ書いてあって、高齢者の交通安全に関する施策というんじゃないくて、これは市長は市民の交通安全に関する施策を推進するものだ。第9条第2項については、市民及び車両の使用者等は市民の交通安全の確保を図るため、市民が安心して道路をとという条文じゃないの、これ。

第3項に関しては、市民の中の、ちょっと言葉が分かりませんが、特に高齢者は加齢に伴って生ずるといった文面が正しいんじゃないの、これ。ほかの条文の中に、市民に対するこういった内容というのがあれば別に、その中に特化してこの高齢者を抜いてきたというなら分かるんだけど、第1条からずうっと見てないもんだから、内容を。ちょっと僕は分からないんだけど、これというのは江南市の交通安全条例ですから、市民に対しての条例であって、一部の高齢者についてというのは、それはまた附則か何かの中で出てくるなら分かるんだけど、条例の一部改正をする中で特段そういったことをすることというのはどうなんだろう。

やはり江南市の条例ですから、江南市民のための条例にしていかないかなのじゃないかなあと思うんだけど。県がそうだというなら、別に県に合わせる必要があるのかないのか、ちょっと僕には分かりませんが。ですので、基本ベースというのは江南市の条例ですから、市民が対象じゃないかなと私は思いますけれど、いかがですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回の高齢者の交通事故防止の推進ということで第9条のほうを新たに加えさせていただいております。こちらに関しましては、委員からもありましたように高齢者の方に配慮したことが必要ということで改めて抜き出しをさせていただいております。

そして市長の取組、そして第2項のほうで市民及び車両の使用者はということで、実際に市民の方、そして自転車、自動車を含めた車両を使用する方々が高齢者に対する配慮もお願いしたいということで、この第2項のほうをうたわせていただいております。

そして、高齢者の方自身のこと、高齢者の方自身も御自身の身体的機能の低下ということも自覚した上での交通安全の確保をお願いしたいということ

から、今回第9条として新たに抜き出しをさせていただいて掲載させていただいておるものでございますので、よろしく願いいたします。

○稲山委員　だから、それは分かるんだけど、その中でそれは特にピックアップされた案文でいいんだけど、そのほかにきちっと市民に対するそういった条文があれば別に僕はいいと思うんだけど、じゃないと、今度この高齢者の交通事故防止の推進もそうだけど、じゃあ低年層の幼稚園だとか保育園児の交通事故防止の推進だとか、障害者への推進だとか、全部要るんじゃないの。

だから、この条文の第3条か第2条か、そこにきちっと市民に対する交通安全の基本条例が書いてあれば別にいいんだけど、ただこれを見ると、第13条以上からの団体への助成とか、交通死亡事故発生時の措置とか、その辺のことしか、ちょっと簡略的には内容が書いてないもんだから、ほかで書いてあるか、それは確認をちょっとしていないもんだから分からないんだけど。

だから、高齢者、低年層、障害者、全てそういった条例が必要になってくるんじゃないのというの。

○防災安全課長兼防災センター所長　まずこちらの江南市交通安全条例のほうですけど、第3条のほうで市の責務ということ、そして第4条で市民の責務ということであわせていただいております。

第4条、市民の責務の中では、「市民は一人ひとりが交通社会の一員としての自覚と責任により、日常生活を通じて交通安全の確保に努めなければならない」というふうにあわせていただいております。

こうしたことの中から、特に今回は高齢者の部分を第9条の中で改めてうたわせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○稲山委員　だで、その内容が……。

○委員長　すみません、発言は委員長の指名の後にお願いたします。

○稲山委員　だから、その第9条に対してきちっと第3条というのがあるんやね。市長は市民の交通安全に関する施策を推進するとか、市民及び車両の使用者は市民の交通安全の確保をするため、市民が安心して道路を通行できるよう配慮しなければならないと、そういった条文が入っておるんだね、この中へ。

- 防災安全課長兼防災センター所長 はい、そのとおりでございます。
- 稲山委員 それなら結構です。
- 委員長 よろしいですか。
- 岡本委員 ちょっと確認なんですけれども、まず第10条の携帯電話等の使用の根絶と書いてあるその「等」というのは何を指すのか、教えてください。
- 防災安全課長兼防災センター所長 携帯電話等ということですが、いろんな電子機器であったり、当然運転に支障を及ぼすような操作をするようなものを対象というふうに考えております。音楽プレーヤーとか、そういったものでございます。
- 岡本委員 ということは、雨降りのときに傘を差している方がたまにいらっしゃるんですが、それも入ってくるということでしょうか。手で持って運転されていることをたまに見るんですけれども、そういったものも入ってくるという認識でよろしいのでしょうか、お願いいたします。
- 委員長 暫時休憩します。

午前 9 時 57 分 休 憩

午前 9 時 57 分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
- 先ほどの副委員長からの質問に関して、今回の議案とは関連がないため、また後ほど御回答されるということでございますので、後ほどの回答にお願いいたします。
- ほかに質問ありませんか。
- 三輪委員 最近あった例なんですけれども、高齢者の方が自転車で歩道を走ってみえて、段差があって、ちょっと転んでけがされたというようなことがありました。そこはすぐ対応していただいて、道路を直していただいたりしたんですけれど、高齢者自身がヘルメットをかぶったりとか気をつけるということは当たり前というか当然なんですけれども、市としても、本当に江南市の道ですよ。車の通る道もかなり凸凹なんですけど、歩道といいますか、自転車を奨励している割に本当に道の凸凹が大きくて、高齢の方が自転車に乗るのがちょっと怖いなというところもありますので、ぜひそういうところを目配りしていただいて、もしそういう報告があれば、何とか早めに直して

いただくというのをぜひこの機会によろしくお願いしたいと思います。

○委員長 要望でよろしかったですね。

ほかに質疑は。

○岡本委員 あと1つだけなんですけれども、第2条関係の第12条第4項ですね。こちらに保険または共済に加入しなければならないと書いてあるんですけど、未加入の自転車は乗れなくなるという認識でよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 あくまでも加入義務ではございますが、所有していなければ、自転車に乗ることを禁じておるということではございませんので、ただ自転車の損害賠償保険等につきましては、御自身、そしてもし万が一事故が起きた際の相手を守るためのものというふうに考えておりますので、保険への加入のほうはお願いしたいというふうに考えております。

○岡本委員 じゃあくまでお願いというか、要望というか、市民にお願いするという形ですね、これは。加入義務はないということですか。義務ですよ。義務であっても、入ってないやつは乗っても大丈夫。罰則がないという意味。

[発言する者あり]

○岡本委員 なかなか難しいですね。

これは義務だということは理解しましたけれども、乗れなくなるわけではないという認識を市民の方が持っているものなのかどうか。実際、入ってほしいのであれば入ってほしいという啓発といいますか、をしていただけるとありがたいなあと、それは要望しておきますのでお願いいたします。

○委員長 要望という形でよろしかったですかね。

ほかに質疑は。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、委員外議員として発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議がないということですので、委員外議員としての発言を許し

ます。

- 大薮議員 ありがとうございます。では、発言のほうを許していただいたので2点だけ確認と、それからもし分かれば教えていただきたいと思います。

せっかくこうやって条例が変わって、大変いいことだと思います。ただ、これがただのお題目になってはいけないと思ひまして、実際、小学校、中学校なんかにおいては、こういう安全教育、特に自転車の関係などは御尽力いただいているというふうに聞いています。

先日、江南警察署へちょっと用事で行ったときに、交通課の方から、どうしてもやっぱり高校生とか、それから社会人の方の自転車の逆走ですとか無灯火、一時停止が招く交通事故が大変多いと。そういったところで、こういった高校生とか、それから社会人に対する教育、宣伝活動、もしくは啓発活動などは現状どのようにされているのか。そして、今後それをどのようにされていきたいのかということをお尋ねします。お願いします。

- 防災安全課長兼防災センター所長 現状で、まず交通安全につきましては市ホームページ等で紹介はさせていただいておりますが、こういった取組を警察、交通安全協会とか、そういった機関とも協力しながら、さらに啓発等進めさせていただきたいというふうに考えております。

- 大薮議員 ありがとうございます。

せっかくですから、ちょっと提案になりますけれども、あんしん・安全ねっとメールサービスとか、こうした安心・安全という言葉がついたものがございますので、そういったところにおいて週に1本ぐらいそういった自転車の乗り方についての簡単なアドバイスなどが載るといいなあというふうに思っていますので、そんなところも御検討ください。

以上で終わります。

- 委員長 要望という形で、よろしく申し上げます。

ほかに質疑のほう、ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

雨水対策施設整備事業

道路改良事業

街路改良事業

鉄道高架化整備事業

○委員長 続いて、議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部の所管に属する歳出、第3条 地方債の補正のうち、雨水対策施設整備事業、道路改良事業、街路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

[発言する者あり]

○委員長 議案第50号に入る前に、今、都市整備部の防災安全課のほうから、先ほどの副委員長の質問に対して保留になっていた分を今回答できるとの発言がございましたので、先に回答のほうをしていただきます。

○防災安全課長兼防災センター所長 お時間いただきまして、大変申し訳ございませんでした。

先ほどの御質問で、自転車における傘差しの禁止でございますけれども、こちらに関しましては道路交通法第71条のほうで記載がされているということで、よろしく願いいたします。

○委員長 副委員長、よろしかったですか。

ありがとうございます。

では、続きまして都市整備部からの補足説明をお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明させていただきますので、議案書の60、61ページをお願いいたします。

60、61ページの下段、16款2項1目1節総務管理費補助金、説明欄の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金50万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきますので、64、65ページ、最下段、2款1項8目防災安全費で、説明欄にございます交通安全対策事業におきまして、新たに自転車乗車用ヘルメット着用促進事業としまして100万円の補正増をお願いするものでございます。

補正予算説明資料の7ページにこの事業の概要を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

補足して説明することはございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 議案質疑でも出ていたと思うんですけど、令和4年2月28日

まででこの補助対象期間が終わるということで、3年間続けるとしたら、3月に購入した方が次対象にならないということか、次は今度3月1日から来年度は対象になるということか、そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長　この事業でございますが、今のところ3年間を予定させていただきたいというふうに考えております。

来年度以降も引き続き予算をお認めいただくという前提でございますが、本年度3月中の購入では補助対象になりませんが、同じ方が例えば来年の4月以降、そのときの対象年齢要件に該当すれば、その4月以降の購入に対して補助のほうをさせていただくこととなります。年度ごとに区切らせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○三輪委員　ちょっと確認です。そうすると、やっぱり3月1日から3月31日までに購入した方は、この補助は受けられないということですね。

○防災安全課長兼防災センター所長　現在は補助の対象外というふうに考えさせていただいております。

○鈴木委員　関連して、これも議場でも聞いておったんですけど。ちょっと話が戻りますけど、先ほどの罰則規定にもいろいろもしあれば、ヘルメットなしで乗っておった場合、どのような対処をされるかということも関連してくると思うんですけども。特に先着何名様じゃないですけど、期限があります。特に申込み期限が過ぎてしまう。例えて言うなら3月に申請したけれども、もういっぱいでごめんなさいねと。2月いっぱいですよ。そのときはその年度での予算枠がなくなったというものの、それを翌年度での申請可能ですよというような、ぜひとも対応してもらわんことには、それはやっぱり一貫性が取れない気がするんですが、どうなんですか、その考え方は。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回の補助でございますけれども、あくまでもヘルメットの着用の促進をお願いするものでございまして、この補助の制度としまして区切りのほうをさせていただいておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員　極めて年度主義というか、申請主義ということが分かるんですけども、この制度の趣旨からいったら非常に矛盾を生じている。推進してヘルメットをかぶってもらおうと。それに逆に水を差すような、そうしたよ

うな取扱いだと私は気がしますので、3月であったとしても、それを4月以降の取扱いとして認めていくという格好にしないと、やっぱり理解は得られないような気がするんですけれどもね。これ以上は、当局の御判断ということであれば、それで進めてもらっても結構でございますけれども、ちょっとその付近は非常に違和感を感じます。以上です。できたらそういうふうに要望をしたいと思っておりますけどね。

○都市整備部長兼危機管理監　いろいろ御心配かけておりますけれども、もともとの補助事業には県の補助を見込んでやっているところもありますけれども、例えば本当にヘルメットの申込みが多くて対応できないような場合については、やはり単独の市費事業でも考えていかなきゃいけない。そういったことも考えるところでございますので、今後の動向を注視しながら、その辺は検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。単市事業であれば、多分できると思っておりますので。

○尾関委員　補足資料の中の通学用ヘルメットという言葉の概念を教えてほしいんですが、この通学用ヘルメットというのは通学に用いるヘルメットか、もしくは学校等で通学に用いるといいと推奨している、もしくは指定しているヘルメットそのものを言っているのか、どちらでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　通学用のヘルメットでございますけれども、自転車通学を認められている生徒が主に通学のために着用するヘルメットというふうに考えております。

学校の指定のヘルメットというのが、指定があるもの、ないものとあるというふうには聞いておりますので、このメーカーのこのものということではなくて、その主たる目的が通学用のヘルメットとなるものについてを除外させていただくものでございます。

○尾関委員　それでは、例えば事例でお話ししますが、小学校6年生がヘルメットを購入し、この補助金を得ました。で、中学校になったときに、同じヘルメットを通学用に用いた場合は2,000円の返金を求めるということでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　今の御質問は、一番最初、6年生の子が購入するときは、4月からの通学というのをある程度見越して購入したと

ということでしょうか。違うということですよ。

○尾関委員　6年生の子が、そのときのために使うヘルメットをこの補助をいただきながら使用していたが、同じヘルメットを中学校1年生の4月1日以降に使ってしまう可能性が起きたときに、そのヘルメットは通学用ヘルメットとみなされて補助の対象から外れるので返金を求めてくるのかという事象はゼロとは言えないので、ヘルメットは3年とか耐久性がありますので、その辺りどうしますかという。

○防災安全課長兼防災センター所長　購入いただいたときの申請の状態での受け付けとさせていただきますことから、あくまでも日常使いのヘルメットの御購入というふうに申請いただければ、そのように補助をさせていただきます。

○稲山委員　先ほどの補助事業の話なんだけど、3年間という話なんだけど、部長も言っておられましたけれど、これというのは来年、県の補助が下りなかったら、もしやらなかったら、これというのはどうするの。やりますはいけど。

○防災安全課長兼防災センター所長　県のほうとしましては、この3年間事業を実施するというふうに県のほうが今のところ表明しております。あわせて江南市も3年間実施させていただきたいというふうに考えております。

○稲山委員　ああ、そういうこと。そうすると、予算的に下りてくるのは本当に4月か何かしらんで下りてくる、これ。

3月1日から31日までは駄目だよという話の中で、4月1日からという話なんだけど、県の予算が次ちょっと分からないんだけど、多分来年度予算でつけるのかどうか知らんけど、そんなに早く江南市のほうに来るの。普通、今の木造の耐震だとかいったって、来ないと受付もしないでしょう。

○防災安全課長兼防災センター所長　まず今年度の県の補助金についてでございますけれども、今年度の分に関しましては今年度末の段階で県のほうに補助金申請させていただきますので、県の補助金は今年度末にしか市のほうには入ってまいりません。江南市のほうでは2月28日までに申請いただいた分につきまして集計し、県のほうに申請をしていくという流れになります。

○稲山委員　そうすると、2月28日までに申請された分というのは、その支

払いはいつになるの、江南市から申請者へ。

○防災安全課長兼防災センター所長 申請いただきましたら、随時市のほうから申請者のほうには振り込みをさせていただきます。市のほうからは、先に県の補助金を立て替えて個人の方にお支払いするという流れになります。

○稲山委員 基本的に、県のほうが3年やるという話が決定ならいいんだけど、先ほどの件でないけど、その話がおかしくなっちゃうんだけど、本年度としては2月二十何日で締切りだと。そして、また来年度やるかやらないかは県の補助金の対象によって変わるというふうにしておいたほうがいいんじゃないの。だって3年やるというって、今の話じゃないけど、1か月間空白期間を設けるんじゃないで、基本は年度年度という話であれば、最初のこの案件じゃないんだけど、期限としては2月28日でもう締切りだよという話でしておいたほうがいいような気がするんだけど。もう最初から3か年事業ですよというような話を公に出すということは、補助対象事業としていいのかなあと思うんだけど。だったら、最初から3年間の補助事業としてきちっと予算取りを、江南市が3年間やりますと行った、こんな令和何年じゃなくて。だって、1か月分の件数がどのぐらい来るか知らんけど、江南市の2,000円ぐらい出してやればいいじゃないの、こんなの。そんなこと言っておるのだったら、3年やると言っておるならと私は思いますけれど。

だで、その補助金に対する事業だから、それに当てはまるような内容で広報なりそういった周知をしたほうがいろいろと後でもめごとがないような気がするんだけど、どうですかね。

○防災安全課長兼防災センター所長 今回のこの補助事業でございますが、あくまでも今年度の単年度事業でまずは出させていただいておるものでございます。

ただ、先ほど3年ということをお説明させていただきましたが、これはあくまでも県としての事業が一応3年間を想定しておることになりますので、また来年度は来年度事業として改めて御協議いただく、予算のほうをお願いすることになるというふうに考えております。

○稲山委員 それはそれでいいんだけど、先走って3年間やるということじゃなくて、本年度は2月28日で締め切って、取りあえずこの事業は終わると

いって、また4月1日から始まるというのは、3月に入ってからの時点での話にしておいたほうがいいんじゃないのということを言っておるだけです。その単年度事業で終わるという話なら。

○防災安全課長兼防災センター所長　　ありがとうございます。

それぞれ単年度事業というふうにこちらは考えておりますので、御指摘ありがとうございます。

○都市整備部長兼危機管理監　　もともと県のほうも高齢者だとか児童・生徒等の数を集計するに当たってはやっぱり3年間で何とかその着用率を上げていきたいという考えがあるもんですから3か年というふうに申し上げましたけど、もちろん県の補助事業ということで単年度で締めてまいりますので、3か年と言い過ぎるところがございますけれども、またその次も続くということで、引き続き市民の皆さんには啓発して何とか着用の促進につないでいきたいと、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○中野委員　　これ県の補助は50万円あって、1年目、申請、蓋を開けてみたら20万円ぐらいで終わっちゃったとなると、これ県の予算も来年また50万円来るのか削減されるのか、これどういう形になってくるんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　県のほうの積算でございますけれど、県全体のこの対象になる年齢の方をベースに積算しておりまして、それを3か年で分割して予算のほうを組まれているというふうに聞いております。

そのため江南市も同様な計算をさせていただいておることから、今年度500人相当、来年度以降もでございますが、それぞれ500人相当での予算化をしていきたいというふうに考えております。これは県のほうの補助の割合も同様に、県のほうでの案分がそのように3分割で予定されているというふうに聞いております。

○中野委員　　前、補助ブレーキか何か補助があったと思うんですけど、あれもあんまり申請がなかったと聞いていて、今回、今県のほうがそういう積算して持ってきたとなるけど、50万円に満たなくても毎年50万円来るという形になるという認識でいいですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　実績に応じた県からの補助金になりますので、当然、江南市のほうで申請の数が少なければその分の補助金という

ことになるというふうに考えております。

- 中野委員　　そうすると、1年目少なければ実績に応じて減らされるという認識になるんですよね。申請があればいいんだけど、2,000円ぐらいだとなかなか申請あるのかなあと。
- 防災安全課長兼防災センター所長　　例えば、今年度の申請者が少ないということで来年度の県の江南市に対する配分が減るということではございません。来年度は来年度で江南市での交付の見込みに応じた補助申請をしていくことになり、その実績に基づいた県への交付申請をお願いすることになるというふうに考えております。
- 稲山委員　　予算は50万円であるけど、申請があった分しか入ってこないということだわ。
- 委員長　　ほかに質疑のほう、ありませんか。
- 三輪委員　　ちょっと今のに関連してですが、先日、議案質疑の中でその実績のところ、例えば扶桑町がたくさんあったのは、学生用のヘルメットにも補助を出しているということだそうですので、特に中学に入ったときとか、本当に保護者の方はお金がかかっているのに、自転車用のヘルメット、規定のものはそんなに高くはないかもしれないんですけど、この半額補助というのを、通学用も除くというのがちょっとよく分からないのでそこも入れたほうがいいんじゃないかと思うんですが、通学用のヘルメットを半額補助すると幾らぐらいになるかというのとは分かりますか。
- 防災安全課長兼防災センター所長　　まず通学用ヘルメットに関しましては、今回の補助は着用促進ということで、通学の際には学校のほうから自転車通学する生徒に指導があるということから、非常に着用率が高いというふうに考えておることから除外をさせていただいたということをお願いいたします。
もし仮にですけれども、通学用ヘルメットを全て補助対象にするとどうなるかということでございますけれども、おおよそ中学1年生に上がる生徒が毎年約900名程度というふうに聞いております。そのうち通学に関わる生徒がどのぐらいになるかは分かりませんが、例えば全体、新中学1年生の8割り程度がもし通学するとすると720名ぐらいが自転車通学があるのかなあと。
- 委員長　　そんなに、少ないんじゃないですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　ごめんなさい。例えばの想定でございます。

ヘルメット価格というのが、大体通学のヘルメットで購入される価格はおよそ2,500円前後ではないかというふうに聞いております。そこから補助金が半額ということになりますと、1個当たり1,250円が補助金になるかと思えます。で、先ほどの例えば900人のうち半数が自転車通学ということであれば450人の1,250円ということになりますことから、補助金の総額としては56万2,500円、約57万円ほどになるのではないかというふうには考えます。

○三輪委員　今年度についてはどうか、県からこの通学用は外すと、通学用に補助をしても県の補助は出ないと、こういう通達になっているわけですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　県のほうからは、明確に通学用ヘルメットを除外するということではございませんが、先ほど申しました県の積算の中を見てまいりますと、ヘルメットの着用がない児童・生徒等のカウントということになっておりますので、通学用ですと皆さんほぼ通学用のヘルメットを着用していただいているということから、そういったものは除外した数で積算されているというふうにこちらは判断しております。

○委員長　ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて土木課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　議案第50号　令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に2,047万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

73ページの説明欄をお願いいたします。

道路側溝・舗装等整備事業といたしまして2,047万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、緊急処理工事の位置図といたしまして補正予算説明資料の11ページに掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員　緊急処理工事の、ちょっと内容だけ教えてくれる。要は、舗装だとか歩道部分がどうなるんだとか、側溝もあるんだけど、その辺どういった仕事になるのか、ちょっと教えて。

○土木課長　今回の緊急処理工事は、舗装の打ち替えということで車道部分の舗装の打ち替えのみでございます。その代わり、今の道路は5センチの舗装なんですけれども、ちょっと弱いと判断しまして10センチの舗装で打ち替える予定でございます。

○稲山委員　そうすると、歩道じゃなくて車道だけやって、歩道部分とか側溝部分はなぶらないという解釈でよろしいんですね。

○土木課長　そのとおりでございます。

○稲山委員　はい、分かりました。

○尾関委員　こちらの道路は私もふだん使いしている道路なので、ある程度把握しておりましたが、江南岩倉2号線上に、この道路の部分に明神橋があるかなあと。ここっていうのが数年前に橋梁の補強工事をやっていて、そのときもアスファルトをめくっておるんですよ、たしか。ということは、実質四、五年しかもたなかったということだと思っておりますよ。もっとひどいところは、神明小網橋のたもとのジョイントのところの脇とか、完全に陥没しているところがあって、仕方ないんですけど、交通量がすごいんで劣化はしていくんだと思っておりますけど、この道路1本でも路盤まで触る場所があるのか、例えば明神橋の上はオーバーレイでいけるのかとか、その場所によって多分施工方法は全部異なってくると思っております、この250メートルの間でも。その辺りを場所場所でちゃんと現況の被害というか、劣化状況に応じてやり

方を変えていくのか、一律10センチだけだよという話なのか、その辺ちょっと詳細になるんですけども、分かる部分を教えてください。

○土木課長 予算計上につきましては、舗装の10センチの打ち替えを計上しておりますが、実際に施工に当たりまして舗装をめくった段階で路盤の状況を確認して、路盤状況がひどい場合にはまたそこで検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○尾関委員 もう一つです。

アンダーパスが1か所あるんですね。アンダーパスのところ、冬場になると1メートル超えのつららができるんですよね、あそこね。刺さると痛いだろうなあというか、車に当たる可能性もあって、結局事前に1回、過去聞いたことがあって、やっぱり漏水は止めれないんだよねという話はあるんですけど、路盤の下で止めれるのであれば、でも止まらんだろうな。そういう現況のアンダーパスの不具合も修正ができるのであれば、せっかくなんで対策を。こんなに予算も取ってもらうんで、もし予算の中でやれるのであればという要望をしておきます。

○委員長 じゃあ要望でよろしかったですか。

その他、質疑のほう。

○鈴木委員 このように従来の舗装から比べると非常に厚くしてやられるということで、非常にこれはよろしいことかと思うんですが、これはいいんですが、ちょうど今も尾関委員のほうからもあったんだけど、これ神明小網橋のたもとまでですね。

ちょっと関連するかもしれん、この舗装のこととはちょっと違うんですが、延長線上にこの神明小網橋、実は別件で、本当はさっき防災安全課にも関係する話になってくるんですが、他市町からも、あるいは地域の方からも、横断歩道が消えている、中央線が消えている、安全対策はどうなっているんだということで、各務原市、江南市、両方の市民から、あるいは行政側からもそういうような問合せが来ておるものですから関連してお聞きするんですけども。要するに神明小網橋まで、まず舗装の部分のことはこれでいいんですが、各務原市との締結、延長線上になりますので、道としては一体になるわけですけども、その付近の協定というか、どこまでが江南市の橋の守備

範囲になるのでしょうか。ちょっとこれとは直接関係ないんですが、関連としてお尋ねするんですが。

○土木課長 神明小網橋につきましては、各務原市と管理協定を締結しております。管理協定の中では、橋の半分、320メートルぐらいあるんですけど、その半分で管理、愛知県側は江南市、岐阜県側は各務原市でやるようになっております。

区画線など全体で、例えば橋の端から端までやるような場合におきましては、折半でやるような協定になっております。

○鈴木委員 分かりました。

これはこの案件とは違いますけど、一体としてやらなあかん事業だと私は理解しますので、各務原市との、今回この舗装の予算は出てないものですから、その先端部分までの。その付近についてどのような見解でおられるか、ちょっとお聞かせください。

○土木課長 神明小網橋上の区画線が消えかかっているのは把握しておるところでございますが、区画線につきましては防災安全課のほうで引いていただけるということで、予算のほうは確保されている様子でございます。

○鈴木委員 特にこの橋のたもとには横断歩道があります。フラワーパーク江南のほうを越えていく。全く消えてありません。そういうことも含めて防災安全課を通じてお聞きしましたら、下の舗装の改修について、今これは橋のたもとまでの横断歩道のところは、恐らくは舗装後にきちっとした歩道がペインティングされると思うんですけど、それ以外の区画線、他市町からも調整をしているというふうに報告をもらっておるんですけど、そのことについての庁内というか、課内というか、部内連携はどうなっておるんですか。

○都市整備部長兼危機管理監 区画線は主に防災安全課が担当しておりますけれども、道路整備だとか併せて不足があまりないように、いわゆる交通安全に支障がないように区画線のほうはやっていきたいと思っています。

○鈴木委員 具体的には、各務原市との調整はされているんですか、その辺りの工事日程も含めて。

○都市整備部長兼危機管理監 防災安全課のほうで各務原市と調整をしているようでございますので、日程だとかそういった詳細が決まりましたらまた

お知らせをいたします。

○鈴木委員 分かりました。

ちょっと今の事業案件とは違うことですが、要するにここだけ舗装をして、そこだけが残されるというのはあまりにも、幾ら県境、市境というものの、市民目線、あるいはいろいろな住民感情からすると、なぜ一体にやらないんだと。予算ですと、まだ調整が済んでおりませんだけでは、なかなか気の利かないような行政だなと、このように思われますので、適切にきちっと市内あるいは他市町連携の下、ちゃんと市民あるいは住民目線に理解の得られるような対応をしてもらいたいです。

それから、確認ですけど、先ほど言いました橋のたもとの歩道、センターライン、先ほど交通安全と言われましたけど、センターラインすら分からないということでございますので、この舗装が完了しましたら、そのとき警察としっかりと連携していただいて、そうした安全対策もしっかり取ってもらいたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 まず大変大きい工事のようですけれども、ここを通行止めというような期間はないのかどうかをちょっとお伺いするのと、あとこれは多分、本当は道路施設長寿命化事業のはずが、道路側溝・舗装等整備事業というふうに出てきていると思うんですけれども、そもそも当初予算で道路施設長寿命化事業では1路線しか出てきてなくて、今回ここがどうしても急に必要ということで出てきたと思うんですけれど、この道路側溝・舗装等整備事業というのにもともと1億円しかついていなくて、本当に町内とか地区の方からの要望とかにどの程度対応できているのかなあ。この予算、ちょっと今回の直接はあれなんですけど、今後やっぱりここをもう少し増やす必要があるし、今回出てきたところがちょっと違う気がするんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○土木課長 まず通行止めになるのかどうかという御質問に対しましては、片側交互通行で施工する予定でございます。

本来は委員御指摘のとおり道路施設長寿命化事業のほうの予算でやるべき

箇所であると把握しておりますが、今回はふだん道路パトロールする上や近隣から入ります苦情、通行者から入ります苦情に伴いまして緊急で工事を行うものでございます。

今後につきましては、道路施設長寿命化事業のほうの予算をつけていただきますよう要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに。

○三輪委員　例えば地区のほうから出ている要望なんか、結構道路だとか側溝、たくさんあると思うんですけど、何割ぐらいというか、今その年度で対応できているのがどのぐらいあるのかというのがもし分かれば教えてください。

○土木課長　すみません。令和2年度の実績で申し上げますと、要望受付件数が476件、要望処理件数が283件で、要望の処理率といたしましては59.5%程度になっております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きますけれども、ここで暫時休憩といたします。

午前10時44分　休　憩

午前10時58分　開　議

○委員長　休憩前に引き続きまして会議を始めます。

続いて、都市整備課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長　それでは、都市整備課所管の一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明させていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正として雨水対策施設整備事業、道路改良事業、街路改良事業、鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明させていただきます。

ページをはねていただきまして60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の15款2項4目2節都市計画費補助金に565万円の補正増を、その下

の4項3目2節都市計画費交付金に2,348万8,000円の補正増を、ページをはねていただきまして、62ページ、63ページの最下段で22款1項4目2節都市計画債に550万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、8款4項2目都市整備費は財源更正をお願いするもので、76ページ、77ページ上段まででございます。内容につきましては、それぞれ右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて、経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第50号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、商工観光課が所管します補正予算について御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の70、71ページをお願いいたします。

中段、5款1項1目労働費、説明欄、中小企業退職金共済加入促進補助事業で28万9,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

最上段、7款1項1目商工費、説明欄、地場産業活力向上事業で240万円の減額、その下、企業誘致等推進事業で3,203万3,000円の増額、その下、観光推進事業で574万2,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑のほうはございませんか。

○三輪委員 企業誘致等推進事業のことですが、議案質疑でも出たんですけ

れど、この5年間で1億5,820万円というかなり高額の企業誘致に対するお金がかかっているのに、例えば令和2年度の法人税が47万円という、ちょっと驚くべき数字が出てきたわけなんですけど、本当によく費用対効果というふうに言われるわけですけど、一応今ちょっとコロナのこともあって、すぐこれがこのまま続くかどうかというのは分からないとは思いますが、例えば、今やっている3年間固定資産税を減免するとかそういうことについて見直していくとか、そういうような考えはないんでしょうか。

○商工観光課長 これらの奨励金や補助金につきましては、新規の立地、新規企業を誘致するという目的がございますし、既存の企業につきましては、市外に流出しない、定着していただくという目的の下、この優遇制度を実施させていただいております。

今のところは、これまでの実績なんか見ておりましたが、これらの奨励金を申請いただいて交付させていただいている企業もございまして、ニーズはあるものと認識しております。それから、市内の事業所景況等調査、これらのアンケート項目の中でも、今後事業所等の新增設を行う計画や意向がある企業だったり、償却資産を取得する計画や意向があると回答していただいている企業もあつたりしますので、こういったところからも今後に向けての一定のニーズがあるものかなあというふうに考えておりますので、今のところこの制度を続けていくという考えでございます。

○三輪委員 コロナ禍の中で大変な企業もあるということで、その応援とか新しい雇用創出という面もあるとは思いますが、新規採用の方も7名というように話で、パート職員だとかが多いと思うんですけど、この新規に入っていないパート職員の雇用というか人数というか、そういうものを昨年度、大体どのくらいとか人数がもし分かれば教えてください。

○商工観光課長 今、委員おっしゃられました正規、非正規を含めての人数というのは企業のほうの話になりますので、市のほうとしましては把握のほうはしておりません。

○三輪委員 ニーズがあるとか雇用が進んでいるというようなことでしたけど、やっぱりその辺、数的にある程度つかまないと、本当にこれだけお金、市民の税金を使って今後も続けていいかというのは、ちょっとまだ検討しな

くちやいけないのかなあというふうに思います。

もう一点、今年度、中小企業固定資産税減免制度というのが今年1年でできているわけなんですけど、これを使えば市が全部固定資産税、土地以外ですけど出す必要がないと思うんですけど、こういう制度は使って、今年度この企業に対する固定資産税の優遇措置というのは行っていく予定はあるんでしょうか。

○商工観光課長 中小企業再投資促進奨励金につきまして、今年度当初予算でお認めいただいた企業の中で、今委員おっしゃられました新型コロナウイルス感染症に係る減免措置といったものも対象になってきました企業もございました。

あと、3年に1度の評価替えもちょうど今年度になりましたので、そういったところで全部ではないんですが、評価のほうは4月に入ってから下がった企業もございましたので、今回補正予算で上げさせていただきましてのは、5つの企業につきましては奨励金を新たに交付させていただくという増額分になりまして、当初の分で先ほど委員おっしゃられた内容も含めまして、減額措置といったところも6社ございますので、相殺した数を今回の補正予算、合計の中に含めさせていただいております。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

○中野委員 73ページの江南市民サマーフェスタ補助事業なんですけれども、江南市民サマーフェスタがマンネリしているとは言いませんけれども、来場される方も割と限定的なイメージもちょっとあるので、今後イベント会社と連携して民間の力を使って活況していくとか、そういうのも一つの方法かなあと思うんですけど、そういう方針というか考え方としてはあるのかなのか、その辺のお考えをお聞きしたいんですけれども。

○商工観光課長 江南市民サマーフェスタにつきましては、今年度も開催中止と決まりまして、昨年も同じような時期に開催中止と決めさせていただきましたので、実際直近で実施しておりますのが令和元年度のほうになってまいります。

その際、開催後の反省点といたしましては、最近夜でも猛暑、熱帯夜ということもございますので、打ち水なんかどうだとか、あとミストシャワー

を設置してはどうかということと、今マンネリ化とはちょっと違うかもしれませんが、古知野や布袋以外の参加者も参加できるようなPR方法なんかを工夫できないかといった御意見が出てまいりましたので、今お話ししました反省点などもちょっと、それから来年開催というふうになりますと3年近くたってしまうので、改めて市のほうからも運営委員会が立ち上がりましたら運営委員会のほうに申し上げていきたいというふうに思いますし、今おっしゃられた内容の見直しにつきましても併せて申し上げていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○中野委員　内容のカリキュラムとしては、今ここ2年ぐらい開催していないんであれなんですけど、特にそういう来場者というか参加者が限定的というような認識ではないということですか。

○商工観光課長　委員のおっしゃるとおりの認識でございます。

○中野委員　今後の方針として、今はこういう形でいいならあれなんですけど、今後民間の力を借りていくとか、そういうのもイベント会社だといろいろな方策というかアイデアもあると思うんで、あとはいろいろ江南市民サマーフェスタになると職員もかなり負担もかかっているという部分もあると思うんで、うまくそういうところも連携してやっていければより充実するんじゃないかなあというふうに思うので、またその辺もひとつ考えて、江南市民が喜ぶような、あとは時期とか、先ほどの熱中症の関係もあると思うし、阿波踊りじゃないけど、ああいうのも子供がなかなか夜、熱中症対策で中止になったりとかというのものもあるんで、時期等もいろいろ考えて、内容も少しずつ変化して盛り上がっていきけるような形にしていただきたいと思いますのでお願いします。

○委員長　要望として、よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありますか。

○三輪委員　すみません、観光推進事業の中で補正として残った210万8,000円の使い道というか、あと何を残しているのか、ちょっとお聞きします。

○商工観光課長　補正で減額した後に残る江南市観光協会への補助金といたしましては、210万8,000円でございます。

その内訳といたしましては、今年度藤まつりは開催中止となったんですけ

れども、公園のほうは普通に通常のとおり開放しておりましたので、藤の花を見にいらっしゃった方の対応ということで、ライトアップとかはいたしませんでしたけれども、公園内の清掃業務委託だとかごみ処理の委託、それからごみ集積場所がございませんでしたので、そういったものの仮設のごみ集積所の設置などで約58万円を使用させていただいております、それから来年の令和4年の藤まつりに向けまして、今年度中に準備しなければいけない費用のほうも確保させていただいております、藤まつりのポスターだとか、3連式になっている藤まつりのチラシ、こういったものを作成したり配布とかそういったものに係る費用といたしまして約126万円、それから江南散策ガイドといたしまして、これは令和元年度に江南市内の散策ルートを江南市の史跡だとか自然、産業といった観光資源を通るような形でルート設定したマップを作ったんですけれども、昨年度この散策ガイドとは別で土産品チラシというものも作成いたしまして、それもリニューアルに当たるんですけれども、こういったもので新しいお店もこのリニューアルした土産品チラシで増えましたので、そういったところも考慮しながら今年度また散策ガイドのほうもリニューアルしようというふうに考えております、それが約26万円、その合計が先ほど申し上げました今年度江南市観光協会への補助金として確保している残りの210万8,000円ということでございます。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

ちょっとお待ちください。

委員外議員としての発言をしたいとの申出がございまして。会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議もないようでございますので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員　ありがとうございます。御許可いただきましたので、1つだけ。

江南駅、布袋駅を降りてこられる、本当にそんなに大きな人数ではないんですが、観光などで来られた方が、先ほど三輪委員の質問の中にありました、一番最後の答弁で江南散策ガイドだとかそういったものを作っているというふうに言われたんですが、残念ながらそれがどこに置いてあるか分からない

とか、どこで手に入れるんだというような声がよく聞かれます。特に前の布袋駅のときには駅前の西の本屋さんの前のところに、何か看板みたいなものところにパンフレットが置いてあって、そこから自由に取っていけるようになっていたと思いますが、それも今はもう取り払われてありません。

ぜひとももっと目立った形で、誰しものが来られたときに、ああ、江南の散策ガイドここにあったわと言われるような場所に置いていただきたいなあと思いますが、この辺どうなんでしょうか。お金の無駄遣いになってもいいませんので、そういったところの御検討はいただいているのでしょうか。

○商工観光課長 江南駅におきましては、観光協会のラックがちょうど地下の部分にございまして、そちらのほうの活用は今後もしていく予定ではおりますけれども、布袋駅や今議員おっしゃられたほかの場所につきましても、おっしゃっていただいたようにあまり観光協会の予算も限られておりますので、そういったところ、負担にならないような形でどこか効果的における場所があるかどうか、今後検討していければなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○大薮議員 ありがとうございます。

本当にこれはまだ統計等を取ったわけではないので、私の肌で感じた実感なんですけど、江南駅よりも布袋駅のほうがどちらかというと観光目的で江南を訪れる方は多いというふうに私は思っております。特にやはり今、江南市というふうにネットなんかで打つと、出てくるのが大概あのサングラス大仏なんですよね。あれを見たくておいでになる方、結構多いんですよ。

ところが、やはり布袋駅を降りて、近隣の駅は布袋駅と書いてあるんですよ、ネットには。ネットで地図まで調べて出てこられる方はいいんですけど、資料なんかで持ってみえる方はやはり駅のところでよく駅員さんに話を聞くんですけど、布袋大仏はどうやって行くんだと、歩いてこられてね。そうすると布袋大仏の行き方がめちゃくちゃ面倒くさいんですよ、布袋駅から。ですから、ちょっとその辺も御検討いただいて、ぜひとも限られた金額の中で、まず目立ったところに置いていただくことが第1点。2点目としては、そういった観光で訪れる方が布袋駅を中心においでになる方が大変多いということも視野に入れた上で、ぜひとも今後御検討のほうをよろしくお願

いします。以上です。

○委員長　じゃあ、要望としてよろしく願いいたします。

ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時19分　休　憩

午前11時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と行政視察の調査先を、一覧表をタブレットに配信しておりますので参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

皆さん、タブレットのほうを見られていますか。出ていますね、画面のほうでは。実際、これを見させていただくと平成30年度辺りから全く変わっていないという状況でございますが、今年度どうしていこうということなんです。何か御意見のある方、見えますか。

○稲山委員　強いて言えば、4番の鉄道高架事業の関係はほぼめどがついて終了に近くなっておりますので、この項目、布袋のまちづくりとか名前を変えるといったらおかしいですけど、これをやめるやめんという話もあるかもしれないかもしれませんが、この4番については1度再考したほうがいいかなあと考えていますけれども、いかがですか。

○委員長　そうですね、私もなぶるとしたら4番かなと思っていました。

ずうっと鉄道高架は今まで事業としてやっていたんですけども、今実際問題布袋の駅、高架駅はできてしまっているし、もう今電車も走っているという状況でございますので、この名目を変えるとしたら、布袋駅前のまちづくりとかそんな項目になるのかなあと考えていますけどね。

その件につきまして、何かいい意見があれば参考にしたいと思いますけれども。

例えば、4番以外はこのままでよろしいですかね。大体普通のこと普通書いてあるだけなんですけどね。個人的にも、今さっき稲山委員がおっしゃったとおり、4番の文言を変えるという方向性でよろしいんじゃないのかなあと考えていますけど。

○尾関委員　稲山委員、委員長のとおりでですが、4番は削除で番号送りで、布袋とかいう話もありましたが、それも1番に全て含まれることだと思しますので、単純に4番を削除でいいかなあと考えています。

○委員長　そうですね、確かに1番にまちづくり事業についてと入っているんで、2番、公園・緑化についても入っています。

今、尾関委員のほうから4番を削除して番号を先送りにすると。早い話が合計10項目あるやつを9になるという形なんですけれども、その意見に対してどうですか。いいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長　分かりました。じゃあ、4番を削除するという方向性でいきたいをと思いますので、よろしく願いいたします。

今年度の当委員会の調査事項は、先ほど言ったとおり、4番を削除してそのまま全てを先送りして入れていくという形になります。ということで、御異議ないということですのでよろしいですね。

ごめんなさい。私短縮してしまい、削除しようと思ったんですけど、一応会議録に残るということで全部読まなくちゃいけないということで読ませていただきます。

1番、まちづくり事業について、2番、公園・緑化事業について、3番、上下水道事業について、4番がごみ処理施設・ごみ減量について、5番が環境問題（地球温暖化対策）について、6番が商工農・観光・地域振興行政について、7番が地域の公共交通機関の整備について、8番が防犯・防災（危機管理）・交通安全対策についてとすることで御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「9番は」と呼ぶ者あり〕

○委員長 9番はまだこの後に入りますので、ごめんなさい。

異議もないようでございますので、当委員会の調査事項は先ほどの文言とすることにしました。

その他、当委員会の所管する事項というのを最後に加えさせていただきまして、これで全9項目という形になります。

会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、いまだに新型コロナウイルス感染の終息の兆しが見えない中、江南市議会といたしましても視察の受入れを見合わせているところでございます。

つきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の状況を見ながら協議を行っていきたいと思っておりますが、何か御意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、今後の新型コロナウイルスの状況を踏まえながら協議のほうをしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また御意見や御提案がある場合には、正・副委員長のほうに伝えていただくようお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　そして最後、続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会につきましても行政視察同様、今後の感染状況等を踏まえ協議していきたいと思いますが、何か御意見はございますでしょうか。

今の状況ですから、特にありますか、ないですね。

それでは、これに関しましても今後の新型コロナウイルスの状況を踏まえながら協議のほうをしていきますので、よろしくをお願いいたします。

また何か御意見や御提案がある場合には、正・副委員長のほうに伝えていただくようお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

委員長挨拶ですね。

今回、委員長として初めての経験でございまして、なかなか皆様からの本当に遺憾ない、いい多くの意見をいただきまして、進行のほうもちょっと拙いところもあったかと思えますけれども、今後ともよろしくをお願いいたします。御協力のほどもありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時28分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 片山裕之